



いなべ市公告第 39 号

「にぎわいの森」事業者公募に係る公告

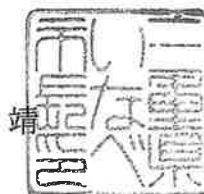
いなべ市（以下「市」という。）は、庁舎に隣接した複合施設「にぎわいの森」を設置しています。にぎわいの森は、市内の農、食、自然といったローカルな素材に高付加価値を与え、本物かつオリジナルな商品、サービスを提供することを目指しています。

今回、にぎわいの森のテナント入れ替えに伴う新規出店事業者（以下「事業者」という。）を公募します。

既存の出店事業者と同等以上のサービスを提供し、主体的に持続可能な店舗運営が行える事業者を募集します。

令和 6 年 8 月 1 日

いなべ市長 日 沖



1 指定する用途

(1) 業種

飲食（スウィーツ）、物販

(2) 用途

軽飲食、食品販売

2 貸出し（出店）規模

(1) 所在地

いなべ市北勢町阿下喜 31 番地

(2) 建物名称

にぎわいの森テナント 5

(3) 店舗の貸付面積

延べ床面積 138.57 m²

(4) 店舗情報

ア 建物形式 一棟 2 階建て

イ 2 階倉庫スペース有り

ウ プレハブ冷凍庫有り

エ プレハブ冷蔵庫有り

オ アイスクリーム製造室有り

カ シャワールーム完備

キ 客室トイレ有り

ク その他は、別紙 1（配置図）、別紙 2（図面）及び別紙 3（備品リスト）参

照

3 事業者を求めること

次の(1)から(6)までの条件を全て満たしていること。

(1) 分野、業態

市内の産品を活用した食に関する生活産業（飲食サービス、小売）であること。

(2) 協力、貢献

ア にぎわいの森の目的に賛同し、各店舗等と連携して経営ができること。

イ 商品開発、販売拡大、地産地消の取組への協力、貢献をすること。

(3) 地域雇用の推進

地域住民を積極的に採用し、地域雇用の推進に努めること。

(4) 持続可能な店舗運営力

ア 実現性の高い事業計画

イ 顧客満足度の維持向上

ウ 働きやすい職場環境の整備

エ 適正な人員計画

オ 法令遵守

(5) 新しい価値の創出

ア 市内の産品である石樽茶、そば及びいちごなどを使用した商品の開発に努めること。

イ 独自性が高く、集客性、話題性が見込めること。

(6) その他

その他店舗の運営に関する一切の業務を行うこと。

4 貸付け（出店）に関する内容

貸付期間、貸付料、管理費等は、次に掲げるとおりとします。ただし当該各号に定めのない事項については、事業者との協議により決定します。

(1) 貸付期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで（更新可能）

(2) 貸付料（使用料）

ア 月額138,600円

イ 既存の備品（行政財産）の使用を含む。なお、既存の備品（行政財産）を使用しない場合は、市が撤去する。

ウ 開業準備期間（工事期間）は、協議により無償期間を設ける。

(3) 費用負担

ア 光熱水費

電気、上下水道の使用料は、事業者の負担とする。負担額は、子メーターにより算出した額を市が事業者に請求する。

ガスの使用料（申込、設置及び撤去費用を含む。）は、事業者の負担とする。

イ 通信費

電話、インターネット等の通信費（申込、設置及び撤去費用を含む。）は、事業者の負担とする。

ウ 修繕費

当該施設に関し、自然の破損及び市の責に帰すべき事由による修繕は、市が負担し、これ以外の修繕は、原則事業者の負担とする。

エ 保守管理委託費

警備保障費等の保守管理費用（申込、設置及び撤去費用を含む。）及び店舗清掃等の衛生管理費は、事業者の負担とする。

オ 備品購入費

既存の備品（行政財産）の買替え費用及び新たに備品を購入する費用は、原則事業者の負担とする。

(4) 費用（工事）負担

ア 内装工事：事業者負担

イ 外装工事：事業者負担（市との調整を必要とする。）

5 出店者の選定について

一次審査（書類審査）、二次審査（書類審査及び試食審査）、三次審査（面接審査）により出店事業者を決定します。

(1) 一次審査の視点

ア 事業の目的とビジョン

(ア) 目的がにぎわいの森と親和性が高いかどうか。

(イ) 長期的な運営ビジョンが示されているか。

イ 市場分析

(ア) 市場のニーズや競合分析が行われているか。

(イ) ターゲット市場が明確であるか。

ウ 商品・サービスの独自性

(ア) いなべ市の産品を活かした商品開発であるか。

(イ) 提供する商品やサービスの独自性が評価できるか。

エ 実行計画の具体性

(ア) 出店計画が具体的かつ実現可能であるか。

(イ) スケジュールや人的リソース計画が明示されているか。

オ 財務計画の健全性

(ア) 収支計画が現実的であるか。

- (イ) 資金調達計画が明示されているか。
- (2) 二次審査の視点
 - ア 試食審査
 - (ア) メニュー概要等
 - a いなべらしさを感じる商品となっているか。
 - b これまでにない新たな商品となっているか。
 - c メニュー概要が分かりやすく記載及び表現されているか。
 - d にぎわいの森のコンセプト及び市場に見合った価格設定となっているか。
 - (イ) 試食評価
 - a 食材の味を活かした商品となっているか。
 - b 魅力的な商品となっているか。
 - (ウ) 総合評価
 - 全体的な印象がにぎわいの森に適した商品か等
 - イ 市民評価
 - 市民試食投票
 - ウ 書類審査（事業計画書の評価項目と基準）
 - (ア) 市場戦略
 - a 市場へのアプローチが効果的であるか。
 - b 販売戦略が具体的であるか。
 - (イ) 運営計画
 - a にぎわいの森の目的にあった運営方針であるか。
 - b 日々の運営計画が現実的であるか。
 - c 労働力や資材の計画が明確であるか。
 - (ウ) リスク管理
 - a リスク管理の計画があるか。
 - b 潜在的な問題への対策が示されているか。
 - (エ) 財務計画
 - a 財務計画が具体的かつ現実的であるか。
 - b 予測収支が健全であるか。
 - (オ) SDGs の取組
 - a 環境への影響を考慮しているか。
 - b 持続可能な取組が含まれているか。
- (3) 三次審査の視点
 - ア プレゼンテーション
 - (ア) プレゼンテーションが明確で理解しやすいか。
 - (イ) にぎわいの森との親和性が高いかどうか。

(ウ) いなべ市との親和性が高いかどうか。

(エ) 論理的な構成であるか。

(オ) 提案事業は魅力的であるか。

イ 質疑応答の対応力

(ア) 質問に対して適切に回答できるか。

(イ) 対応が迅速かつ的確であるか。

ウ 誠意と熱意とリーダーシップ

(ア) 事業に対する誠意と熱意が感じられるか。

(イ) リーダーシップが示されているか。

エ 総合評価

全体的な印象が良いか。

6 応募者の資格要件

次の要件を全て満たす事業者に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 28 年いなべ市告示第 119 号）別表第 2 に規定する要件に該当する者でないこと。
- (4) 市区町村税、都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

7 事業者決定スケジュール

スケジュールは、次のとおりです。ただし、やむを得ない事情により日程を変更することがあります。

No	手続き等	日程及び期間
1	応募申込み開始	令和 6 年 8 月 1 日（木）
2	店舗視察日	令和 6 年 8 月 22 日（木） 令和 6 年 8 月 26 日（月）
3	一次審査に関する質疑受付	令和 6 年 9 月 11 日（水）午後 4 時まで
4	一次審査に関する質疑回答	令和 6 年 9 月 25 日（水）
5	一次審査書類提出	令和 6 年 10 月 15 日（火）午後 4 時まで

6	一次審査（申込関係書類審査）	令和6年10月16日（水）から 令和6年10月23日（水）まで
7	一次審査結果通知	令和6年10月28日（月）
8	二次審査に関する質疑受付	令和6年11月8日（金）午後4時まで
9	二次審査に関する質疑回答	令和6年11月15日（金）
10	二次審査書類提出	令和6年11月22日（金）午後4時まで
11	二次審査（試食会）	令和6年11月30日（土）
12	二次審査（事業計画審査）	令和6年12月2日（月）から 令和6年12月6日（金）まで
13	二次審査結果通知	令和6年12月11日（水）
14	三次審査に関する質疑受付	令和6年12月20日（金）午後4時まで
15	三次審査に関する質疑回答	令和7年1月10日（金）
16	三次審査提出書類	令和7年1月24日（金）午後4時まで
17	三次審査（面談、プレゼンテーション）	令和7年2月3日（月） 場所：いなべ市役所2階庁議室 ※控室1 相談室2-1 ※控室2 相談室2-2
18	出店候補者の決定通知	令和7年2月12日（水）
19	出店候補者とのヒアリング	令和7年2月13日（木）から 令和7年2月21日（金）まで
20	事業者決定	令和7年2月28日（金）
21	協定書及び覚書の締結	令和7年3月14日（金）
22	行政財産の使用許可手続	令和7年3月21日（金）
23	行政財産の使用開始予定日	令和7年4月1日（火）
24	事業開始予定日	令和7年7月7日（月）

8 店舗視察の案内

(1) 店舗視察日詳細

ア 1日目：令和6年8月22日（木）午後3時から午後4時まで

イ 2日目：令和6年8月26日（月）午前10時から午前11時まで

なお、上記日程で都合が付かない場合は、別途協議させていただきます。

(2) 集合場所

〒511-0498

三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

いなべ市役所シビックコア棟前

(3) 視察内容

ア 施設全体の案内

イ 店舗全体の案内

ウ 設備の案内

(4) 質疑応答

店舗視察当日の質疑応答は受け付けておりません。

質問がある場合は質疑受付期間中（令和6年9月11日（水）午後4時まで）に、

9 応募の手続(4)ウ 応募及び質疑に関する連絡先までご連絡ください。

9 応募の手続

この募集に参加を希望される方は、次のとおり、応募申込書及び資格を証する関係書類を提出してください。

(1) 申込期間

令和6年8月1日（木）から令和6年10月15日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日 午前9時から午後4時まで

※郵送の場合は、申込期間の終了日の受付時間内必着とします。

(2) 応募に係る資料閲覧及びダウンロード

いなべ市ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.city.inabe.mie.jp/shisei/keikaku/1006772/1014229.html>

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

(4) 提出先

ア 提出先の名称

いなべ市役所農林商工部商工観光課内 にぎわいの森出店者選定事務局

イ 提出先の所在地

〒511-0498 三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

ウ 応募及び質疑に関する連絡先

電話：0594-86-7833

FAX：0594-86-7869

メール：shoukou@city.inabe.mie.jp

※お送りいただく際は、お手数をお掛けしますが、送付後にお電話で送信した旨のご連絡をお願いいたします。

(6) 質疑回答方法

いなべ市ホームページに掲載し、閲覧に供することにより回答します。

URL <https://www.city.inabe.mie.jp/shisei/keikaku/1006772/1014229.html>

(7) 応募申込書及び資格を証する関係書類

ア 一次審査資料

No.	提出書類（各1部）	法人	個人	備考
1	応募申込書	○	○	様式1
2	出店計画書	○	○	様式問わず、A4判5ページ程度
3	企業概要	○	○	会社等の概要がわかるもの（パンフレット等）
4	法人登記簿謄本又は登記事項証明書	○		法務局発行のもので、応募申込み前40日以内に発行されたもの
5	印鑑証明書	○		
6	定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類	○		
7	身分証明書		○	代表者の本籍地の市区町村発行のもので、応募申込み前40日以内に発行されたもの
8	印鑑登録証明書		○	所在市区町村発行のもので、応募申込み前40日以内に発行されたもの
9	住民票の写し		○	
10	市区町村税に滞納がないことの証明書 ア 法人の場合 法人の市区町村民税、	○	○	次の市区町村が発行する証明書で、発行後3か月以内のもの ア 法人の場合

	固定資産税及び軽自動車税 イ 法人以外の団体 当該団体の代表者に 係る個人市区町村民税、 固定資産税及び軽自動車税			本社の所在する市区 町村 イ 法人以外の団体 当該団体の代表者の 住民登録地の市区町村
11	都道府県税に滞納がないこと の証明書（法人又は個人の 市区町村民税の納税義務が ないものに限る。） ア 法人の場合 法人都道府県民税及 び法人事業税 イ 法人以外の団体 当該団体の代表者に 係る個人事業税	○	○	次の都道府県が発行する証 明書で、発行後 3 か月以内 のもの ア 法人の場合 本社の所在する都道 府県 イ 法人以外の団体 当該団体の代表者の 住民登録地がある都道 府県
12	消費税及び地方消費税に未 納がないことの証明書（法人 以外の団体は、当該団体の代 表者に係るもの。）	○	○	納税地の税務署が発行する 証明書で、発行後 3 か月以 内のもの
13	暴力団員又は暴力団事業者 に該当しない者であること の誓約書	○	○	様式 2

イ 二次審査資料

No.	提出書類（各 10 部）	法人	個人	備考
1	試食メニュー概要書	○	○	様式 3
2	事業計画書	○	○	任意様式

ウ 三次審査資料

No.	提出書類（各 10 部）	法人	個人	備考
1	企画提案書	○	○	A4 判 10 ページ程度

(5) 提出部数

- ア 一次審査 各 1 部
- イ 二次審査 各 10 部
- ウ 三次審査 各 10 部

10 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、9 応募の手続(4)ウ 応募及び質疑に関する提出先に同じ。
- (4) 評価順位第1位の者を出店候補者として、契約の交渉を行う。
なお、辞退その他の理由で契約を締結できない場合は、順次、次の評価順位の者を繰り上げて、その者と契約交渉を行うものとする。
- (5) 応募者が1者の場合でも審査を行い、にぎわいの森出店者選定委員会の評価において、委員の過半数が評価合計点の2分の1以下と採点した場合を除き、出店の相手方としてヒアリングを行う。
- (6) 提出された企画提案書の審査の結果、選定されなかった者に対しては、その旨及び理由を書面により通知する。
- (7) 選定の決定に対する質疑は、受け付けない。
- (8) 応募資料の作成及び当該資料に係る費用は、申込者の負担とする。
- (9) 契約締結者以外の企画提案書は審査終了後に返却する。
- (10) 企画提案書に記載された内容の変更は認めない。
また、企画提案書に記載した担当者は、変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の責任者を措置し、市の承認を得るものとする。
- (11) その他詳細は、別途定める。

(様式1)

年 月 日

応 募 申 込 書

いなべ市長 宛て

(申込者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

「にぎわいの森」事業者公募に係る公告の内容を理解し、事業者公募資格を全て満たしていますので応募を申し込みます。

(様式2)

誓 約 書

いなべ市長 宛て

私は、いなべ市が実施する「にぎわいの森事業者」の公募に係る資格審査の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、いなべ市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(様式3)

年 月 日

二次審査試食会概要書

いなべ市長 宛て

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

にぎわいの森新規店舗で販売予定の商品情報をご記載ください。

商品名	
販売価格（税込）	円（税込）
主たる原材料及び産地	原材料名①： 産地①：
	原材料名②： 産地②：
	原材料名③： 産地③：
アレルギー表示	
添加物	
販売方法	・ 常温 ・ 冷蔵 ・ 冷凍
ターゲット	
商品特徴（こだわり、工夫 及びセールスポイント等）	

商品全体が分かる写真

(様式3 裏面)

注意事項等

1 二次審査試食会

イベント名：にぎわいの森新規出店候補事業者 商品試食会

日時：令和6年11月30日（土）午後2時から午後3時まで

場所：〒511-0498

三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

出店事業者：一次審査合格者

主催者：いなべ市農林商工部商工観光課内 にぎわいの森出店者選定事務局

2 試食会ご参加のご依頼

貴店に二次審査試食会に出店いただけることを心よりお待ちしております。

以下の詳細をご確認いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

商品：にぎわいの森新規店舗で販売予定の商品

提供方法：会場で調理はできません。試食品は完成した状態で納品してください。

提供数：50食

1食当たりの費用：500円（税込）

1食当たりの量：試食に適した量に調整可能

費用負担：主催者負担

1食当たりの費用（500円）×50食＝25,000円（税込）

備品：以下の備品類は主催者が準備

提供用備品（小皿、スプーン、フォーク、お箸）

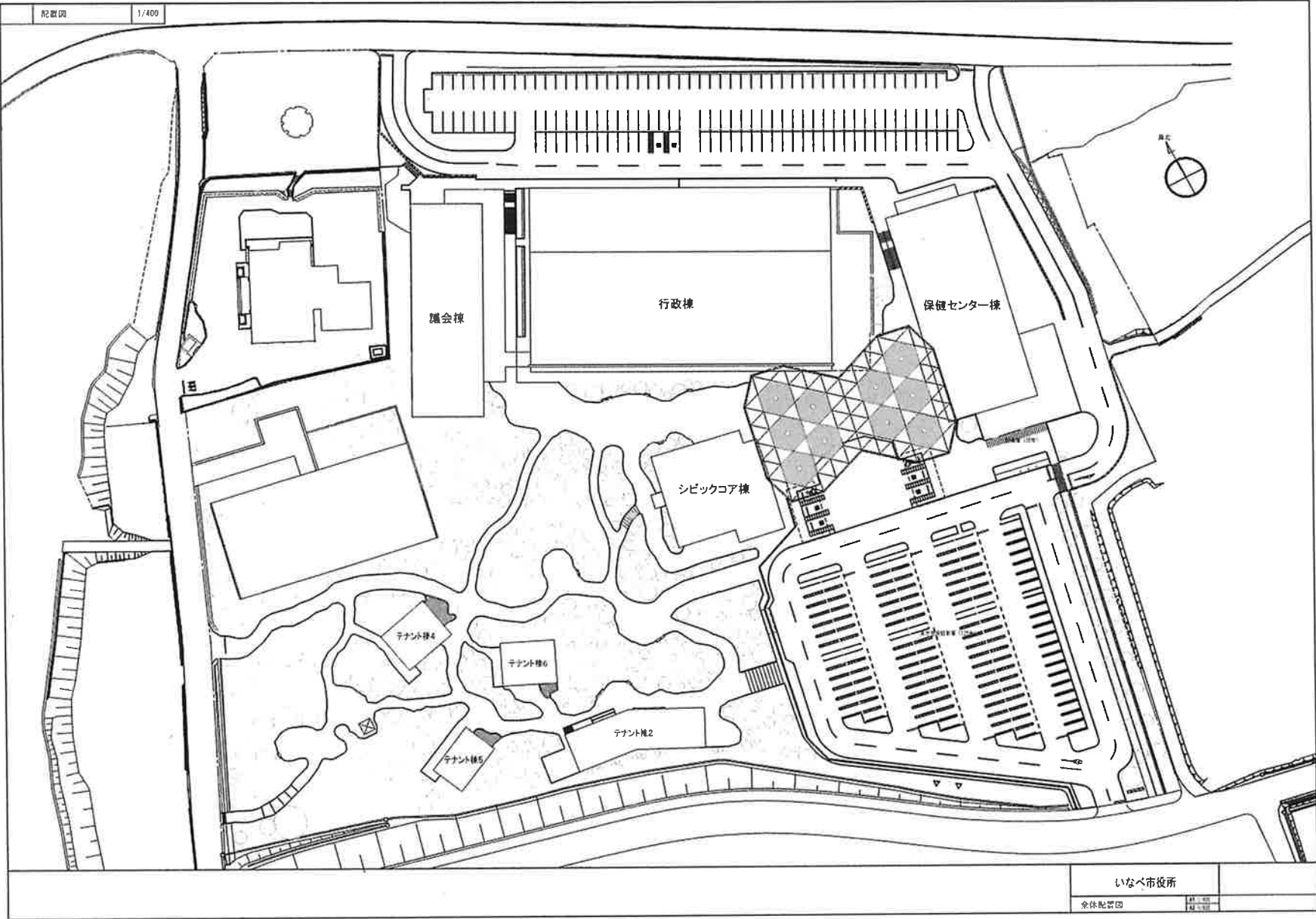
提供用ブース

商品情報掲示パネル

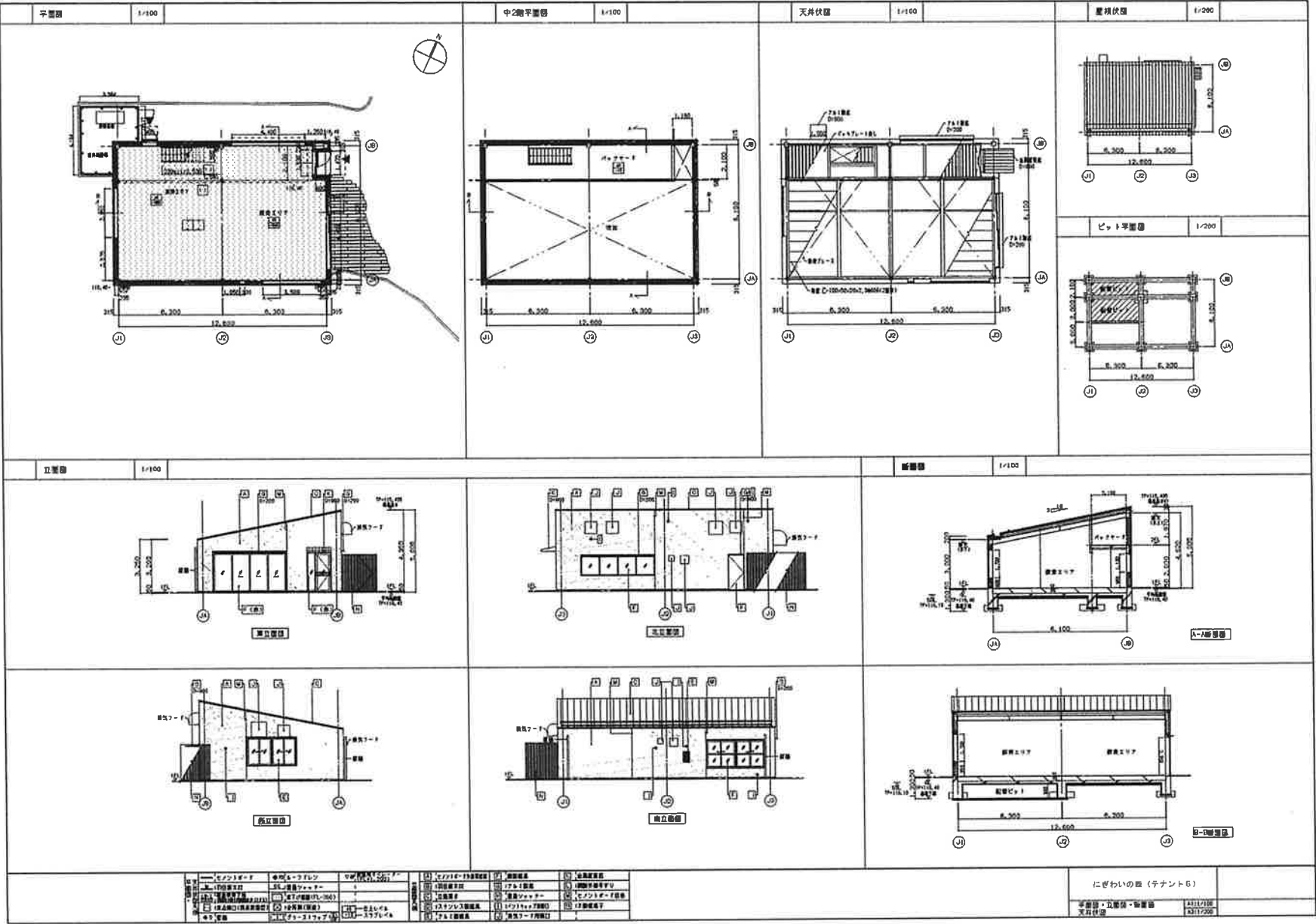
保健所申請関係：主催者で行う。

その他、詳細は一次審査後に通知します。

別紙 1 (配置図)



別紙2 (図面)



別紙3（備品リスト）

【備品目録】

No.	品名	型式	台数
1	ジェラートショーケース	型式なし	1
2	ショーケース（プチガトー）	型式なし	1
3	ショーケース（ショコラ）	型式なし	1
4	テーブル形冷蔵庫	RT-150SDF-E	1
5	浄軟水器	NFX-OS	1
6	原料殺菌機	TR-305（トリティコ）	1
7	充填機	MR ART	1
8	テンパリングマシン	T35	1
9	デッキオーブン	MSC-23Wi/c	1
10	スチームコンベクションオーブン	SCCWE61	1
11	スチームコンベクションオーブン専用架台	UG 2 61/101 用	1
12	ミキサー	HPi-30M	1
13	ドウシーター	SS06404	1
14	ショックフリーザー	SP-2	1
15	アンダーカウンター洗浄機	GS630	1
16	洗浄機架台	型式なし	1
17	テーブル型冷蔵庫	RT-180SDF-E-ML（SP）	1
18	マーブルトップ	型式なし	2
19	マーブルトップ	型式なし	2
20	テーブル型冷凍庫	FT-180SNF-E-ML（SP）	1
21	台下ショコラエイジング庫	QFC-090CMT（SP）	1
22	クッキー成型機	IBN-2	1
23	クッキーカットマシン	CUT-110	1
24	プレハブ冷蔵庫	PRF-22CC-1.53/1.53	1
25	プレハブ冷凍庫	PRF-22CC-1.53/1.53	1